

### 第3章 経済企画庁「無償労働の貨幣評価」(1997年)

本章の主たる題材は、経済企画庁(現内閣府)が1997年に発表したレポート「無償労働の貨幣評価」である。このプロジェクトには2つのルーツがあると考えられる。ひとつは1995年に北京で開催された第4回世界女性会議である。北京女性会議で、女性の経済的寄与を認め、無償労働の価値を数量的に評価し、中枢国民勘定(GDP統計)ではなく、サテライト勘定や他の公式勘定統計にそれを反映させる方法を開発することが求められた。もうひとつのルーツは、SNA自体の発展である。93SNAで、二重の生産境界が設けられたことについては、既に見た。すなわち、中枢国民勘定に適用される狭義生産境界とは別に一般的生産境界が存在すること、それがリードに起源をもち、ヒルやホーリリシンによって再発見された第三者基準によって画定されるものであることも見た。一般的生産境界は、93SNAの新機軸である、サテライト勘定で使用することができる。ここで、サテライト勘定とは、中枢国民勘定とは別のものであるが、それと密接なつながりを保ちながら、さまざまな社会的関心領域について、自由に勘定統計を設計できる枠組みを指す。

以下、本章では、わが国が世界女性会議の要請にどのように対応したかを見てゆくことにする。まず、北京女性会議の翌年、1996年に経済企画庁に無償労働研究会が設置され、1997年に「無償労働の貨幣評価」レポートの公表に至るまでの経緯を述べてゆく。次に、レポートの概要を述べ、それがさまざまな批判にさらされたことを見てゆく。そうした批判に対して反論を試みる。もちろん、1997年レポートには、さまざまな課題が残されていることも見てゆかなければならない。最後に、付録として、1997年以後、1998年、2009年、2013年に発表された「無償労働の貨幣評価」レポートを取り上げる。

実は、「無償労働の貨幣評価」は、勘定の形式をもち、字義通りに考えれば、北京会議で求められたサテライト勘定ではない。それは、サテライト分析、サテライト測定とでも呼ばれるべきものであり、サテライト勘定構築のための中間生産物という位置づけが妥当なものである。次章では、一歩進めて、家計サテライト勘定の検討に向かう。

#### 3-1 北京女性会議から無償労働研究会へ

##### 3-1-1 無償労働の可視化をめざして

人間は労働する生き物であり、生存するために食料を得たり、住居を作ったりというように自然に働きかけを行ってきた。やがて、効率よく食物を獲得するために生産手段を開発することによって飛躍的な食糧生産の向上が図られ、分業の基礎と交換の基礎とそれに伴う社会規範が築かれてきた。人間の初期段階における生活のありようは、食料の生産イコール消費であり、生産を効率的に行なうための「性別役割分業」の到来は本格的な工業化社会を迎えてからのことであったと考えられる。性別役割分業の象徴である、いわゆる「主婦」が登場するのは、マリア・ミース(Mies [1986: 訳書 157-160])によると、ヨーロッパで家族概念が登場した18世紀末のブルジョア階級の台頭に伴ってであり、プロレ

タリア階級にそれが伝播したのは19世紀であるという。彼女によれば、主婦とは性的に禁欲的で、子供を産み、育て、家計の切り盛りを行なって賃金を有効に活用する。支配層からは、主婦は、労働力の安定供給と労働者や兵士の癒しを提供し、彼女らの行なう家計の切り盛り術によって労働者に対するコストが低く抑えられるために必要とされたとしている。ミースの表現は過激ではあるが、この表現から見られることは、いわゆる主婦が家計に果たした役割とは、性的役割も含めて家計内福祉を無償で担う事であったといえるだろう。

女性の地位向上をめざす運動の起源は18世紀フランス革命期の「フランス人権宣言」に、女性の権利が入っていないことに対する女性の側からの異議であったというが、その後、西欧では婦人参政権運動等を経て、女性を取り巻く社会的経済的環境が大きく変化していくことになり、前章で取り上げた初期の家政学の成果を含め、家計に関する研究もなされるようになる。

大きな転機となったのは、1945年の国際連合の設立であろう。国際連合は2度にわたる世界戦争に対する反省をもとに設立された。その設立目標を「国連憲章前文」でみると「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」し、基本的人権、人間の尊重および男女同権を信条として活動することを宣言した。これを受けて、翌年「婦人地位委員会」が設置され、1948年には「人権に関する世界宣言（「世界人権宣言」）が採択された。第1次女性解放といわれる。

1960年代にウーマンリブ運動が台頭し、実質的な男女平等の要求を実現させる運動を展開させた。ウーマンリブ運動を活発化させた社会的経済的環境は、技術開発による家庭の電化（電気洗濯機、電気掃除機等々の開発）が進むことによって家事労働が大幅に軽減されるようになったことと、それに伴って女性が高等教育を受ける機会が増大したため、女性の活動の選択肢が家事と家計にまつわる事柄だけではなく、幅広く主婦の持つ意味を問いかける女性の地位向上を求める機運が高まったことがあげられる。

このような社会的経済的環境の変化を受けて、国際連合では1967年に「女性に対する差別撤廃宣言」が採択され、1975年を「国際婦人年」と定め、同年第1回世界女性会議（World Conference on Women）がメキシコで開催され「平等・開発・平和」をスローガンに女性の問題解決のための「世界行動計画」を採択している。その行動計画では、「男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」と性別役割分業の変革を求めた。そして1976年から1985年までの10年間を「国連女性の10年」と宣言し、女性の地位向上のための取り組みが世界的規模で、且つ5年単位で実施され、女性の地位向上運動として盛り上がりを見せた。

1995年に北京で開催された4回目の世界女性会議である、北京世界女性会議では、女性の無償労働にひとつの焦点があてられた。すなわち、その「行動綱領」の戦略目標H3で

は、「女性の経済的寄与を認め、女性および男性の間の有償労働と無償労働の不平等な分布を目に見えるものにするために、扶養家族の世話および食事の用意のように、国民勘定に含まれない無償労働の価値を数量的に評価し、それを中枢国民勘定とは別個のものであるが、それと整合的なものとして作成されるサテライト勘定またはその他の公式勘定統計に反映させることができる方法を、適切な討論の場において開発すること」が 206 段 (f) (iii) で取るべき行動として示された。

なお、世界女性会議の推移を表として以下に示す。

表 3-1 世界女性会議の推移

開催年		開催地	議論の内容
1975 年	第 1 回	メキシコ・シティー	平等、開発、平和への女性の寄与に対する「メキシコ宣言」それを具体化させる「世界行動計画」を採択。性別役割分業の変革を求める。「国連女性の 10 年」を宣言。女性の地位向上のための国際訓練研修所の設立を要請。
1980 年	第 2 回	コペンハーゲン	「国連女性の十年」中間年世界会議。国連女性の 10 年後半行動プログラムを採択。政府間会議で 1979 年に採択された「女性差別撤廃条約」に各国の基本的な賛意の表明。翌 1981 年には、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO156 号条約)採択。
1985 年	第 3 回	ナイロビ	国連女性の 10 年最終年世界会議。2000 年に向けて各国等が積極的措置をとるうえでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。
1995 年	第 4 回	北京	「北京宣言および行動綱領」採択。男女平等に向けた具体的な取り組みや、2000 年までの優先事項として A~L の 12 項目に及ぶ戦略目標が定められた。そのうち、H で無償労働の価値を数量的に評価し、サテライト勘定等に反映させることを研究することが求められた。
2000 年	女性 2000 年会議	ニューヨーク	国連特別総会。「北京行動綱領」採択 5 年後の実施状況を検討・評価すると共に、同行動綱領の完全実施に向けた戦略につき協議する目的で開催。各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と、北京行動綱領の実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」を採択。
2015 年	第 5 回		ハン・ギブン事務総長及びナスル議長が 2012 年 3 月に提案。

表中にも記したが、女性の地位向上のための国際訓練研修所 (UN International Research and Training Institute for the Advancement of Women、UN-INSTRAW)は、第 1 回国連世界女性会議の要請に基づき、1975 年国連総会で設置が承認され、1976 年に国

連経済社会理事会によって設立された。本部は、ドミニカ共和国サントドミンゴに置かれた。メキシコ会議の決議案には、「調査、データ、情報の不十分なことが、女性の地位の向上を促進するための発展戦略や計画の作成に障害になっていることに注目」し、「女性の有効な参加を高めるために訓練の機会を与える必要のあることを十分に自覚」して、国連の援助による「女性の地位向上のための国際調査・訓練研究所」の設立を要請したことが述べられている。<sup>1</sup>

北京女性会議の年、国連 INSTRAW は、「行動綱領」に含まれる、サテライト勘定の範囲を概念的に示す図を提示した。以下に示す。

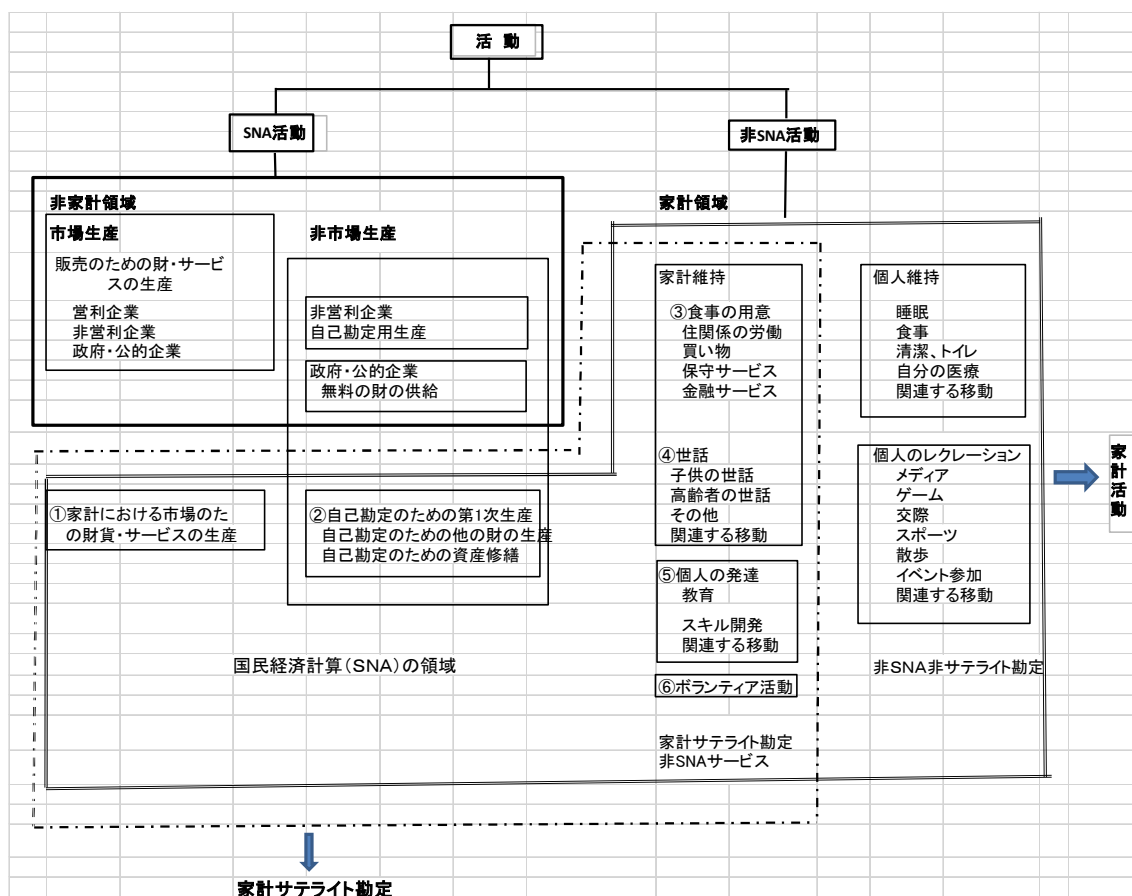


図 3 - 1 INSTRAW 家計サテライト勘定の範囲

注) INSTRAW[1995:15]の図に筆者加筆 (図で一点鎖線で囲った部分)。第三者基準からの乖離が⑤、⑥に存在する。

ここで、93SNA の新機軸であるサテライト勘定について述べておく。さまざまな社会的関心事項に取り組むために、既存の (68SNA の) 勘定や付表の枠組みが必ずしも適し

<sup>1</sup> INSTRAW を含む 4 組織を統合して設立された UN ウィメン (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) が 2011 年 1 月に活動を開始した。

たものでない可能性があることは、SNA 改定の過程の議論から明らかになっていた。本稿第 1 章で議論した無償労働も、そうした問題のひとつである。GDP 統計には、景気動向の把握のような固有の目的があり、無償労働をそこに直接取り入れることは、その役割を損なう可能性が高いからである。そこで、93SNA では、68SNA を直接継承する中枢体系に加えて、そうしたさまざまな社会的関心事項に立ち向かうための新たな枠組みを取り入れた。それがサテライト勘定・サテライト分析である。<sup>2</sup>

それぞれの社会的関心事項には、それぞれに最も適した計測、分析のための枠組みがあるにちがいない。たとえば、無償労働の計測、分析のためには、中枢体系の生産境界を変更する必要があることは、本稿で述べてきたことから明らかであろう。さらに、資産境界（資産として計上する項目としない項目との境界）の変更（耐久消費財の資本化）が求められるかもしれない。また、たとえば、自然環境と経済活動との関係を分析してゆくためには、別の枠組みが要請されるであろう。ただし、サテライト勘定は、決して、中枢体系と無関係に構築されるものではない。サテライト勘定では、中枢体系との密接なつながりが維持されている。たとえば、サテライト勘定で示される項目と中枢体系内の項目との関係が説明できなければならない。言い換えれば、中枢体系とサテライト構築物とは「調整可能（照合可能、reconcilable）」でなければならない。そうすることにより、たとえば、無償労働サテライトの場合なら、無償労働規模と市場労働規模との比較などが可能になる。

### 3-1-2 1970 年代までの無償労働の貨幣評価

無償労働の貨幣評価は、1995 年の北京女性会議で初めて出てきたわけではない。表 3-2 は、カナダ・クイーンズ大学のホーリリシンがカナダ統計局のシニア・アドバイザー（Senior Advisor on Integration）として、非市場活動の産出評価についての研究を行なった際に調査した無償労働研究の推移を表にしたものである（Hawrylyshyn[1976: 103-107]）。この表には、70 年代前半までしかカバーされていないが、たとえば、NBER の創設者のひとりであるウェズリー・ミッチェル（Wesley C. Mitchell）の、1919 年を対象年とした研究をはじめとして、70 年代のノードハウス＝トービン（Nordhaus and Tobin[1972]）の MEW（Measure of Economic Welfare）まで米国についてだけでも、多くの研究が存在することがわかる。<sup>3</sup>

### 3-1-3 NNW から無償労働研究会へ

わが国で無償労働の貨幣評価が注目を浴びるようになったのは、この、ノードハウス＝

---

<sup>2</sup> サテライト勘定は、フランス国民経済計算が伝統的に備えていた枠組みである。SNA 改定作業の中心にいた人物のひとり、インセ（INSEE、National Institute of Statistics and Economic Studies）のアンドレ・ヴァノリ（André Vanoli）によって SNA に導入されたと考えられる。サテライト勘定については、倉林[1989:56-59 他]、山下[1990]、作間[1994]も参照せよ。

<sup>3</sup> より最近時点までのリストは、Goldschmidt-Clermont[1982]、橋本[2010]にある。



民福祉に対する当時の考え方が伝わってくる反面、主婦の家事労働についての考察はデータの制約等々もあったかもしれないが少々雑な扱いがされているという印象を受ける。

MEW にしても、NNW にしても、国民経済計算の研究では、福祉指向指標 (welfare oriented measures) のカテゴリーに入る。ホーリリシンの研究も、そうしたものとしてみることができるかもしれない。実際、Hawrylyshin [1977]冒頭で、彼は、「社会指標運動の基本的考え方のひとつは、GNP は、社会的福祉の指標としては不十分なものであるというもの。そのことについては、広範な合意がある。しかしながら、それをどう改善するかということに関しては、かなりの意見の隔たりがある。GNP を完全に異なる指標に置き換えようとするひとびとがいる一方で、GNP を修正することにより、よりよい指標にしてゆこうとするひとびとがいる。修正派のひとびとの多くは、GNP が包括的な指標になっていないことを認め、やはり部分的な指標をつくり、改良された GNP 指標とともに、それを使ってゆくべきだと議論する。GNP 指標の問題の特定の側面として、家事労働のような、市場外のある種の活動の価値の問題を取り扱う、本論文の精神は、後者である」。

ホーリリシンが言及した 2 つの立場については、1977 年の国連文書『国民勘定・バランスを補完する福祉指向指標の実施可能性』(United Nations [1977]) が参照されるべきであろう。この文書は、MEW、NNW 等が決して GDP (GNP) に置き換わるものではなく、それを補完すべきものであることが明らかにされている。

その点をさらに追究することはしないが、わが国の公的機関では、福祉指向指標の開発を通して、無償労働の貨幣評価額を推計するはじめての経験が得られたことに注意する。しかし、その後、日本経済研究センターなど、民間の研究機関による推計はあったが、政府による NNW 推計作業は 1 回限りで終了している。わが国で公的機関として無償労働が問い直されるのは、およそ、20 年後、1995 年の北京女性会議行動綱領を経て、1996 年 7 月に、新たに「無償労働に関する研究会」(座長：鶴野公郎 慶應義塾大学教授) が開催されるまで待つことになる。

女性の地位向上をめざす、一連の国連の活動に対応する、わが国の動きに触れておく。1972 年に公布・施行「勤労婦人福祉法」に代わって 1985 年、いわゆる雇用機会均等法(正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律)を制定し、1992 年に育児休業法、1995 年に育児・介護休業法を制定して、同年 ILO156 号条約を批准した。1985 年のいわゆる男女雇用均等法の制定から約 10 年の歳月を要している。そして、それに呼応するように北京女性会議で採択された行動綱領 12 項目の内の 1 つである無償労働の貨幣評価の推計が 1997 年に行なわれることになる。

#### 3-1-4 研究会の発足とその議論

周知のように、旧経済企画庁経済研究所国民経済計算部は、GDP 四半期速報を公表しているほか、年次の国民経済計算を『国民経済計算年報』として公表するなど、いわば SNA の専門家集団である。サテライト勘定に関しても環境勘定(「グリーン GDP」)などを推計

している実績がある。国民経済計算部が北京会議行動綱領で求められた無償労働の貨幣評価を推計することとなったのは当然のなりゆきであったろう。無償労働の貨幣評価の実施のためには、無償労働の定義、範囲、推計方法を確立する必要がある。そのために、「無償労働に関する研究会」が設置された。

研究会委員は

座長	鵜野公郎	慶應義塾大学教授
	北沢洋子	国際問題評論家
	久場嬉子	東京学芸大学教授
	作間逸雄	専修大学教授
	林 英機	新潟大学教授
	藤原房子	ジャーナリスト
	松原 望	東京大学教授
	目黒依子	上智大学教授
	矢沢澄子	東京女子大学教授
	山下正毅	横浜国立大学教授

であった。この研究会は SNA 側委員とフェミニスト側委員がそれぞれ 5 名で無償労働の範囲と貨幣評価換算、および GDP との比較を行なうことを目的に 3 回開催された。

第 1 回 1996 年 7 月 23 日 (火) 議題：無償労働について

第 2 回 1996 年 10 月 24 日 (木) 議題：無償労働の定義、範囲および貨幣評価について

第 3 回 1997 年 5 月 15 日 (木) 議題：無償労働の貨幣評価についての報告

以下では、当時の議事録<sup>5</sup>によって、無償労働研究会の議論を振り返る。

研究会ではまず、第三者基準による無償労働の定義が確認されたあと、①今回の無償労働推計の位置づけをどのように考えるかということについて、さらに、②無償労働の範囲と貨幣評価の方法についての議論があった。

まず、今回の推計作業の位置づけについて、一つは国際的に通用するような（国際比較を可能とするような）、各国と共通の認識で作成すべきことが議論された。旧経済企画庁側でも、その点は異議がなく、無償労働の定義・範囲については、各国の推計作業におけるそれとなるべく共通の前提に立って行なわなければ、今回の推計作業の意義が損なわれるという認識では有識者と同じ考え方であった。

女性委員は、ジェンダー視点に立つべきとの意見を表明した。言い換えれば、女性の労働に焦点を当てた推計をするべきとの意見であった。経済企画庁側からは、属性別、年齢別等々をキーとして計測結果を詳細に表章することを予定していることが表明された。結果的に男女賃金格差と女性の長時間労働という男女役割分担によるジェンダー構造そのものが浮かび上がったが、この点に関しては、後日、女性委員から貨幣評価（代替費用法）

<sup>5</sup> 経済企画庁経済研究所国民経済計算部 [1996a, 1996b, 1997a]。

に調理師見習いの賃金を使用したことに厳しい批判があった。多くの場合、家庭内の女性労働を代替する市場労働（竹信[2013]では「家事的労働」）の賃金は安い。調理師見習いでなくても、ベビー・シッターや保育士など、働きに出る女性の需要に支えられる産業は、（効率が高ければともかく）低賃金の現業部門をもつ可能性が高い。機会費用法が男女の賃金格差を反映するものであるのと同様に、代替費用法にしても、ある種の賃金格差が反映されている。後者の賃金格差は必ずしも男女のそれとはいえないが、家庭内の女性労働を代替する市場労働の評価が低いことは、それ自体が、貧困のような社会関心事項と強く関連する重大な問題である。

研究会では、評価方法についてさまざまな考え方が存在することを考慮し、機会費用法と、2種類の代替費用法を用いた貨幣評価額のほかに、無償労働時間そのものも公表すべきと議論され、実際に、そのようなかたちで公表されている。

国民経済計算側の委員からは、サテライト勘定を作成するののかといった意見が提出された。経済企画庁側は、サテライト勘定にストレートにつながるアウトプット方式の採用はむずかしいこと、インプット方式には、機会費用法と代替費用法の2通りの方法があるが、機会費用法の推計では所得税控除するかどうかという選択があること、生活時間調査を実施しているほとんどの公的機関はインプット方式を採用していることが説明され、今回の作業は、インプット方式を採用し、家計サテライト勘定の作成を目標とするものではないことが示された。

無償労働の範囲の問題として、いくつかの問題提起がなされている。以下に紹介する。

①広義生産境界に関して、代理出産が行なわれているのだから、妊娠・出産も入るのではないかという意見があり、この点に関してはジェンダー問題の根源でもあるので広く議論すべきとの意見が提出された。代理母の事例がごくわずかであること、カナダ等の研究例でも除外されていることを念頭に今回は含めないとの回答が経済企画庁側からなされた。

②教育問題は次世代の育成なのだから重要であり、INSTRAWでも「非SNA＝サテライト」<sup>6</sup>と位置づけている学習活動を無償労働の範囲にすべきではないかという意見に対しては、第三者基準を踏まえると疑問があるとする意見もあった。

③通勤に伴う移動を含め、移動・輸送を考慮すべきではないかという問題提起があった。経済企画庁側では、通勤は、第三者基準によって考えると広義生産境界外としたが、仕事と通勤とをひとまとまりの活動として見るべきであり、そのように考えれば、生産境界内とみなすことができるという応酬があった。移動は、当時の社会生活基本調査では調査されておらずこの問題はペンディングとされた。④として、家計内で行なわれる活動に普遍的に観察される「ながら行動」をどのように扱うべきかという指摘があった。

①、②は一般的な生産の境界をどのように考えるかという問題であり、③、④は、どちらかといえば、生活時間調査の利用の問題である。社会生活基本調査は、無償労働について

---

<sup>6</sup> INSTRAW 独特の用語法で、INSTRAW [1995]に見られる。狭義生産境界外、広義生産境界内という意味である。

での調査ではないので、その利用には制約があったのは当然である。先行する諸国の事例には含まれていた項目がわが国の作業では除外せざるをえないケースも見られた。

ともあれ、こうした議論の多くは、後述する 2008 年度内閣府委託調査の際に設置された「無償労働の貨幣評価に関する研究会」に受け継がれていく。次節では、1997 年の「無償労働の貨幣評価」の概要を述べる。

### 3-2 「無償労働の貨幣評価」レポート（経済企画庁[1997b]）の概要

無償労働の貨幣評価の推計作業は、統計加工の作業である。大別して 2 種類の基礎統計がある。まず、生活時間統計調査（時間使用調査、time use survey）がある。1 日の生活時間がさまざまな時間使用カテゴリー別（たとえば、仕事、通勤、身の回りの用事）に分類される。そのカテゴリーのなかで、無償労働に該当するものが第三者基準によって取り出され、適切な賃金データによって評価される。したがって、賃金統計が 2 種類目の基礎統計となる。

#### 3-2-1 無償労働の定義と範囲

「家計が行う活動のうち無償労働と考えられる活動は、サービスを提供する主体とそれを享受する主体が分離可能（すなわち、そのサービスの提供を第 3 者に代わってもらうことができる）で、かつ市場でそのサービスが提供されうる活動とした」。「これはいわゆる第 3 者基準といい、国際的に用いられている基準である」と付け加えている。もちろん、「狭義生産境界に入らない」と限定する必要があるが、暗黙の前提とされている。また、（ヒンメルヴァイトに由来すると思われる）「分離可能」の語が唐突にあらわれているが、不要であろう。「市場でそのサービスが提供されうる活動」という限定も、委任可能だからこそ、市場が成立する可能性があるとしたヒルの趣旨から、やはり、不必要と思われる。現在の日本で、市場で調達可能かどうかという意味にとることも、ヒルが統計慣行からも、社会状況からも自由な生産境界を確立しようとした趣旨に反する。

無償労働の範囲は各国の生活文化によって、あるいは定義によって変化すること、また使用する統計調査によってもその範囲は異なっている。1997 年の推計作業では、総務庁統計局（当時）の「社会生活基本調査」の活動分類のうち、無償労働の範囲を

家事(炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事)

介護・看護

育児

買い物

社会的活動

とした。

社会生活基本調査プリコード		プリコードの内訳	
第1次活動	1. 睡眠	家事	食事の管理
	2. 身の回りの用事		住まいの手入れ・管理
	3. 食事		衣類等の手入れ
第2次活動	4. 通勤・通学		建築・修繕
	5. 仕事		乗り物の手入れ
	6. 学業		公的サービスの利用
	7. 家事		商業的サービスの利用
	8. 介護・看護		世帯管理
第3次活動	9. 育児		家族の身の回りの世話
	10. 買い物		その他の家事
	11. 移動		介護・看護
	12. TV・ラジオ・新聞・雑誌	乳幼児以外の家族の介護・看護	
	13. 休養・くつろぎ	育児	乳幼児の身体の世話と監督
	14. 学習・研究(学業以外)	買い物	乳幼児と遊ぶ
	15. 趣味・娯楽	移動	乳幼児の付き添い
	16. スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	子供の教育
	17. ボランティア活動・社会参加活動		
	18. 交際・つきあい		
	19. 受診・療養		
	20. その他		

図3-2 無償労働の範囲

社会生活基本調査は標本サイズ約20万人を対象に国民生活の動向を時間調査として昭和51年から平成23年調査まで5年単位に実施されている世界で最も大規模な調査であり、豊富なキーコードによって男女別から始まり配偶・非配偶、年齢別、職業別等々の区分から重層的な任意のクロスデータの作成が可能であることおよび地域も都道府県別に集計されており、無償労働を計測するうえで調査の信頼性と客観性を備えた最も適した統計である。無償労働の範囲は、図3-2に示されているように、上で定義された「第三者基準」に従って社会生活基本調査の第2次活動及び第3次活動から該当項目が取り出されている。

しかしながら、この調査は、無償労働に特定した調査ではないので、たとえば、家事の内訳が同調査では得られない。そこで、「国民生活時間調査」(NHK)の家事(炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事)の内訳を用いて按分した。なお、社会的活動についてレポートは、「地域の道路清掃、施設の慰問、災害地等への援助物資の調達、献血、点訳、婦人活動、消費者活動、住民運動等である」と説明している。「社会生活基本調査」では、ボランティア活動(社会貢献活動)と社会参加活動とに分けている。後者は、労働運動、政治活動、布教活動、選挙の投票などをさす。「国民生活時間調査」の家庭雑事は、整理・片付け、銀行・役所に行くことなどのこととされ、家事管理(マネジメント)を含むと解釈される。

ヨーロッパの時間使用調査はアフターコード方式が主流で、専門家によって、分類項目を後付け後集計が行なわれるため、対応分類項目がきめ細かく設定できるが、(当時の)社会生活基本調査はプリコード方式(だけ)であることと、無償労働に特化した調査ではないこと、また、欧米諸国との生活行動基準が異なることから、園芸や住居のメンテナンスは調査項目として採用されていない。

この無償労働の範囲に関しては、当時の旧経済企画庁も問題意識(移動、園芸、ペット

の世話)を持ち、統計局も問題意識(アフターコード)があり、それぞれがこの時点での課題となった。

ここで、わが国の時間調査の推移を記述しておくこととする。最も古くは、1941年にNHKが「国民生活時間調査」を実施しているが、軍の機密事項として公表されることがなく、本格的に調査が開始されたのは、1960年からのことである。1970年代にユーロスタットの生活時間調査(HETUS、Harmonized European Time Use Surveys)がはじめて実施され、それを受けるかたちで、総理府統計局(当時)が1976年に、「社会生活基本調査」をはじめて実施している。2001年に、(総務省統計局が)アフターコード方式(調査対象者は日記方式により15分単位で自身の行動を自由に記入後、専門家が分類コード付けを行なう方式)が実施されるまで、5年ごとに、約20万人を対象にプリコード方式(あらかじめ定められたコードで自身の行動を記入する方式)で実施されていた。アフターコード方式では、ユーロスタットの時間調査とコード対応(ブリッジ)できる仕組みを作っている。

### 3-2-2 貨幣評価の方法

無償労働の貨幣評価を推計するに当たっては、レポートは、「家計が行う家事や社会的活動が産み出すサービスの価値を直接把握し、評価することが困難であることから、家計がそれらの活動に費やしている時間をベースに賃金評価することとした」と述べている。すなわち、

$$\text{総無償労働の貨幣評価額} = 1 \text{人あたりの無償労働時間} \times \text{時間当たり賃金} \times \text{人口}$$

無償労働を以下の3つの手法で貨幣評価し、それぞれを推計した。

- ・機会費用法
- ・代替費用法

スペシャリスト・アプローチ

ジェネラリスト・アプローチ

機会費用法(Opportunity Cost 以下、OC法)では、家計が無償労働を行なうことにより、言い換えれば、市場に自己の労働を提供することを見合わせたことによって失った賃金(逸失利益)で評価する方法である。この方法は、無償労働の内容ではなく、誰が無償労働を行なったかによって評価が変わるという問題が指摘されている。

利用統計は賃金構造基本調査(旧労働省、賃金センサス)の産業計(性別、年代別)の平均賃金である。

代替費用法は、無償労働によって家計が自己生産しているサービスと類似のサービスを市場で生産している者の賃金で無償労働を評価する方法である。

代替費用法スペシャリスト・アプローチ(Replacement Cost-Specialist 以下、RC-S法)は、家計が行なう無償労働を、市場で類似のサービスの生産に従事している専門職種の賃

金で評価する方法である。この方法については、家計と専門職種とでは規模の経済性や資本装備率の違いによる生産性の格差が存在するとの問題が指摘されている。対応職種は以下の通りである。

表 3-3 代替費用法にあてた職種賃金

無償労働	対応職種	社会活動・ボランティア活動	「協同組合」、「医療」、「社会保険・社会福祉、介護事業」、「学校教育」、「その他の教育・学習支援事業」、「学術・研究機関」、「政治・経済・文化団体」の加重平均
炊事	調理師見習 調理師		
掃除	ビル清掃員		
洗濯	洗濯工		
縫物・編物	ミシン縫製工 洋裁工・洋服工		
家庭雑事	用務員	利用統計は賃金構造調査(旧労働省)の職種別男女平均賃金	
買物	用務員		
育児	保育士		
介護・看護	看護補助者 ホームヘルパー		

代替費用法ジェネラリスト・アプローチ (Replacement Cost-Genelist 以下 略称 RC-G法) は、家計が行なう無償労働を家事使用人の賃金で評価する方法である。この評価方法については、家事使用人は家計の無償労働のすべてを行なうわけではないこと、および社会的活動を評価するのに適した方法かという問題が指摘されている。

利用統計は(財)日本臨床看護家政協会が実施した「一般在宅勤務者の賃金実態調査」である。

無償労働の貨幣評価の総量を把握するために必要な人口計測のために使用した統計調査は以下の通りである。

社会生活基本調査 (旧総務庁統計局)

人口統計月報 (旧総務庁統計局)。

### 3-2-3 主な結果

1997年の「無償労働の貨幣評価」は、1981、1986、1991年を対象年として実施された。それぞれの年の無償労働の貨幣評価額、GDP比は以下の通りである。

表 3-4 無償労働評価額と GDP 比

	(単位:10億円,%)						
	GDP	OC*		RC-S*		RC-G*	
		総額	GDP比	総額	GDP比	総額	GDP比
1981	257,962.9	53,264	20.6	48,538	18.8	37,339	14.5
1986	335,457.2	71,828	21.4	62,857	18.7	49,037	14.6
1991	458,299.1	98,858	21.6	84,027	18.3	66,728	14.6

\*説明で用いる略称は次のとおり。  
機会費用法=OC、代替費用法スペンシャリストアプローチ=RC-S、代替費用法ジェネラリストアプローチ=RC-G  
特に指定のないかぎり、本文中の数値は機会費用法(OC法)によった。

1991年における無償労働の評価額はOC法で対GDP比は21.6%、1981年からの推移をみ

てみると 20.6%、21.4%、21.6%と非常に安定的に推移している。欧米では景気が後退すれば失業者が増加し、無償労働が増加するといわれているので、景気との関係は今後の検討課題である。

無償労働の評価額を男女別に見てみると、1991年には男性 14兆5千億円、女性は 84兆3千億円となっており、女性の割合は 85.3%と圧倒的に高い。しかしながら、1981年からの推移をみてみると女性の割合は減少しているのに対して、男性は増加傾向にある。これを時間でみると 1981年と 1991年の間の推移をみると、男性の無償労働時間はやや増加し、女性はやや減少している。反対に、男性、女性の有償労働時間はやや減少している。

表3-5 男女別一人当たり年間評価額 (OC法)

(単位:万円、%)								
	無償労働評価額		性比	市場賃金		評価額の対市場賃金比		
	男性	女性	女性/男性	男性	女性	男性	女性	
1981	11.6	103.8	9.0	282.4	156.6	4.1	66.3	
1986	17.4	128.7	7.4	337.0	190.7	5.2	67.5	
1991	29.2	160.7	5.5	408.7	234.8	7.2	68.4	
注)市場賃金:「賃金構造基本調査」(産業計)の「きまって支給する現金給与額」の12倍								
	(参考)無償労働時間		(参考)有償労働時間					
	男性計	女性計	男性計	女性計				
1981	0時17分	4時01分	6時04分	3時11分				
1986	0時22分	4時02分	5時58分	3時02分				
1991	0時30分	3時57分	5時46分	2時59分				
注)一日一人当たり時間(週平均)								

これを諸外国と比較してみると、まず、日本は園芸、住宅メンテナンスが時間使用調査から外れていること、また、移動が「無償労働に伴う移動」と「無償労働に伴わない移動」の区分ができないことから、わが国では無償労働に含めていないが、諸外国には「無償労働に伴う移動」が無償労働時間に含まれている。さらに、わが国では「ながら労働」が把握されていないことに注意する必要がある。とくに、時間使用調査の項目設定のちがいにより、欧米と比較してわが国の無償労働時間が短い。そのため、直接、貨幣評価の比較をすることは難しいが、日本が GDP 比 21.6%に対して、カナダは 54.2%、オーストラリアは 69%となっている。有償労働時間と無償労働時間を合計した総労働時間から各国比較を行なうために園芸、住宅メンテナンスを引いた時間を比較してみると、日本は 6時間 36分 (内、無償労働時間 2時間 16分)、カナダは 5時間 46分 (内無償労働時間 3時間 11分)、オーストラリアは 6時間 46分 (内無償労働時間 3時間 29分) となった。

このように、わが国の無償労働評価額、無償労働時間ともに欧米諸国と比較して極めて少なくなったことが、無償労働の貨幣評価を推進することを主張してきたフェミニスト側

有識者の一方的な反発を招いたこともよく知られている。

表 3-6 諸外国における無償労働評価額と無償労働時間

貨幣評価(GDP比)	日本(注1)	カナダ	オーストラリア	ノルウェー	ドイツ	フィンランド	ニュージーランド
調査年	1991	1992	1992	1990	1992	1987-88	1991
調査人口	15歳以上	15歳以上	15歳以上	16-79	12歳以上	10歳以上	12歳以上
無償労働/GDP(単位: %)							
機会費用(税引き前)	21.6	54.2	69		63	59	66
代替費用(スペシャリスト)	18.3	43	58	37	46		51
代替費用(ジェネリスト)	14.6	34	54	38	44	45	42
有償労働時間と無償労働時間 (一日当たり)							
有償労働時間	4:20	2:35	3:17	3:37	3:16	3:33	
無償労働時間	2:16	3:11	4:07	3:36	4:05	3:28	
(住宅メンテナンス+園芸)			0:38	0:26	0:46	0:15	
①合計	6:36	5:46	7:24	7:13	7:21	7:01	
②=①-(住宅メンテナンス+園芸)	6:36	5:46	6:46	6:47	6:35	6:46	

(注1)日本の無償労働には住宅のメンテナンス、園芸及び移動は含まない。

(出所) 経済企画庁[1997b]。

### 3-3 経済企画庁「無償労働の貨幣評価」(1997年)への批判と反批判

1997年6月3日付『日本経済新聞』「生活家庭欄」<sup>7)</sup>は、無償労働研究会の女性委員たちが、同年5月に発表された「無償労働の貨幣評価」への批判を掲載している。その主旨を以下の5つにまとめる。

- ① 「ジェンダーの視点が初めから欠けていた」。
- ② 「ながら行動を正確に把握する方法」が追求されていない。
- ③ 「無償労働の価値が二重に低く抑えられた」。
- ④ 「無償労働の質の高さを見落としている」。すなわち、家庭内で提供されるサービスの質の高さが考慮されていない(調理に調理師見習い賃金をあてたように)。
- ⑤ 「専業主婦の無償労働が働く女性の有償労働より価値が高いかのような印象を与える」。

本節では、紙上で紹介されている女性委員たちの議論を検討し、必要な場合、若干の反論を試みる。論点の中には、3-1-4で紹介した「無償労働研究会」の議論と重なる部分も多い。

#### ① ジェンダー視点の欠如

ジェンダーとは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的な性差として定義される。そのことによる不利益が問題視される。

推計結果からわかるように、男女間の労働時間の特徴を比較して見ると、男性は有償労働時間が長い反面、女性は無償労働時間が長く、「男は外へ、女は家庭へ」という性差による役割分担が濃厚に表れている。これをさらに確かめてみるために、男女それぞれの有償労働時間+無償労働時間を単純に比べてみると、女性の労働時間が男性労働時間よりはるかに長いのは、男性は有償労働時間に特化している反面、女性は無償労働を行なっても、

<sup>7)</sup> 日本経済新聞[1997a]。

家事にまつわる無償労働をも引き受けていることによるからであろう。性別役割分業に関する過去の社会慣習による部分も残っているかもしれないが、その大きな理由は、男女間賃金格差であろう。機会費用を考察してみよう。

機会費用法は自身が外で働くことをやめて家庭で無償労働を行なった場合の逸失賃金（就労した場合に得られるであろう賃金）で測る推計法だから女性の場合は女性賃金、男性の場合男性の賃金で測られる。実際、1991年の男性の無償労働時間が30分に対して、女性は約4時間で8倍の格差があるのに対し、貨幣評価すると男性は29.2万円に対して、女性は160.7万円であり、5.5倍の格差となっていることからわかるように、男性賃金と女性賃金との格差が明瞭に表れている。このように、(1991年の時点で)女性が主として家庭での労働を選択していたのは、就労賃金が不利であったことがその理由として考えられる。また、就労賃金が有利であったとしても、保育園の整備など就労環境が不備で子供を保育するコストの負担を考えれば就労を見合わせるといった判断をした可能性も考えられる。

さらに、女性が主として無償労働に従事することの理由付けとして、配偶者控除の問題を指摘する声が多い。そこで、配偶者控除について考察する。丸山[1997: 39]は「こうした便益（配偶者控除）は限界税率の高い高額所得者により高く、低所得者にはまったく受け取れない仕組みになっている」、「現行の所得税は「帰属所得」を非課税、かつ配偶者控除、配偶者特別控除で間接的に手当てを支給することで、二重に専業主婦世帯を優遇しているのである。これは無償労働ではなく、単なる妻の座を評価しているにすぎない。そうした仕組みが、女性の社会進出の壁となり、経済的自立への妨げにもなっているのである」と結論している。

まず、配偶者控除、配偶者特別控除は、配偶者に一定の稼得収入があっても生活するに満たないかあるいは無収入の配偶者の生活を維持するために主たる稼得者の所得税から所得控除をすることによって家計全体の税額を決定する仕組みであるが、この税制優遇措置は直接女性の配偶者のための施策ではなく逆の場合、すなわち女性が稼ぎ手で男性が無業で家事を担当していてもこの優遇税制控除は適用される。

丸山の論点について、次のような反論がありうる。第一に、この控除は定額控除なので、高額所得者にとってはこの控除は比率的に高いものではないが、(課税最低限度以上の)低所得者にとってみればこの定額控除の占める比率は高いはずである。第二に、家計内生産に従事している者が産みだす労働を市場換算した場合、それは帰属所得であり、その労働には課税されない。低所得者にとっては市場で購入できない財・サービスを無償労働で賄う機会は大いなので、長時間の無償労働を担うことになり帰属所得は増加する。もし、これに課税するとすれば確かに主婦は家事労働をやめて市場労働を選択するかもしれない。しかし、そのことによって市場労働に出た主婦は満足な賃金が得られるであろうか。職業訓練がなされていない者が市場で獲得できる賃金は、特別なスキルがなければ低賃金に甘んじることになりかねない。たとえ、その職場で社会保障制度に加入でき、将来の保障を自身の手で獲得できたとしても、低所得であれば獲得した賃金のほとんどを市場から商品

としてそれまで自己勘定で生産してきたサービスを購入することに使わざるを得ないような状況になるかもしれない。無償労働から有償労働にシフトしても、たいして状況は変わらないという結果になるかもしれない。派遣パート労働者のような時間給で社会保障制度に加入できないような職種につけば、当該家計は、課税された分だけさらに貧困になる。

丸山の論理は強者の論理なのである。<sup>8</sup>

問題を考察するひとつの鍵は、[機会費用／代替費用]の比であろう。丸山[1997: 37-38]は、カナダ統計局の発表したデータ(Statistics Canada[1995])を使って、[機会費用法による無償労働の貨幣価値額]／[代替費用による無償労働の貨幣価値額]の幅が年々開いていることを、「女性の社会進出が進み、機会費用ベースの算定基礎となる女性の賃金が上昇し、専門家の帰属賃金より高額になったため」というカナダ統計局の説明とともに紹介している。なぜ、そのような専門家の賃金は安いのか。機会費用法の算定に男女の賃金格差が反映されるように、既に述べたことであるが、代替費用の算定にも、家事・子どもの世話等のサービスを市場に供給する産業の(男女の現業)労働者の低賃金が反映されていることに注目すべきである。<sup>9</sup>家事労働に従事していた女性が働きに出る場合、その女性が得ることができる職はどのようなものであろうか。その可能性に現実的限定を付加することは、政策の効果を考察する際にも、必要かもしれない。<sup>10</sup>ちなみに、わが国で、同種の数値(OC/RC-S)を計算すると、右の表のようになる。わが国でも、カナダ統計局の得た結果と同様の傾向がみられることがわかる。

表3-7 OC/RC-S 比率の推移(わが国の場合)

対象年	男性	女性
1981	1.45	0.99
1986	1.50	1.02
1991	1.43	1.04
1996	1.35	1.06
2001	1.35	1.12
2006	1.47	1.18
2011	1.52	1.23

こういった分析が無償労働の貨幣評価額を(複数の評価方法で)推計する作業を通じて

<sup>8</sup> フェミニストたちの主張に対する同様の見方は、たとえば、荷宮[2004:205]に見られる。彼女は、「つまり、「80年代フェミニズム」とは、「人間が性別で差別される社会」から「人間が能力で差別される社会」への移行を促しかねないという意味で、有害極まりない側面を持った思想だったのである」と述べている。

<sup>9</sup> 実際の計算を考慮して、年齢別に考えると、[機会費用／代替費用]比は、[年齢を特定した女性の現業・非現業の平均賃金]／[年齢を特定しない特定現業の男女平均賃金]である。機会費用法でも、代替費用法でも、賃金の中央値でなく、算術平均が用いられていることに注意する。中央値同士の方が望ましいかもしれない。

<sup>10</sup> 久場・竹信[1999: 24]は、「(今後)女性の賃金水準が高くなれば、外で働けなかったために本人と社会が被る損失はもっと大きくなる」との『朝日新聞』紙上に掲載された八代尚宏のコメントを引用しながら、「アンペイドワークの貨幣評価とは、「主婦のお値段」ではなく、人々が無償労働を引き受けることによる「経済的なコスト」、つまり「経済的な損失の大きさ」だったのでした。「額の大きさに主婦が喜ぶ」どころではなく、むしろ、「失われた経済的利益の大きさに嘆きが出る」数字ということもできるでしょう」と書いているが、この言葉を信じて、外に働きに出ることを決意した専業主婦は、低賃金と劣悪な労働条件を嘆くことになるかもしれない。

可能となることを強調すべきである。無償労働の貨幣評価は、ジェンダー・イシューそのものなのである。また、男女の賃金格差を問題にするだけでは不十分であることがわかる。女性の社会進出を手放しで喜べないような社会的環境が実際には現実問題として存在する可能性がある。

## ② ながら行動

1997年の無償労働の貨幣評価では、統計上の制約から、洗濯をしながら調理を行なうというような、いわゆる「ながら行動」が加味されていない。

当時の社会生活基本調査では、あらかじめ行動カテゴリーを所与の分類体系の中から選択したうえで記入するプリコード方式が採用されており、しかも、主行動のみを記録する方式（24時間の行動を主行動のカテゴリー別に分類する方式）であるため、「ながら行動」は考慮されていない。しかし、新聞紙面から受ける印象とは異なり、1997年の時点で「ながら行動」を本格的に取り扱うことに成功した先行推計事例はほとんど存在しない。この点は、第4章で、アウトプット方式について議論する際に、立ち返ることとする。

## ③ 二重に低く抑えられた無償労働の価値

女性の無償労働の価値が二重に低く抑えられたとの指摘である。当然、2つの要因がある。ひとつは、機会費用法の問題として常に指摘される、男女の賃金格差である。女性の賃金が男性の7割程度であるので確かに低い。そのため、女性は男性に比して総労働時間が長いにもかかわらず、所得という視点では逆転現象が起きている。ひとつ注釈を付け加えると、この男女賃金格差は、必ずしも、同一労働を行なう男女賃金の格差という意味ではない。男性労働者が就く労働の種類と女性労働者が就く労働の種類の違い（産業、企業規模、職種等の分布の違い、とくに、正規・非正規）を反映したものとみるほうが適切である。もちろん、それも、ジェンダー・イシューである。

もうひとつの論点は、代替費用法の持つ意味の問題である。具体的な職種の選択（調理に調理師見習い賃金をあてたこと）については次項で議論することにするが、代替費用法は、家計で行なわれるサービスをやめて市場サービスに代替させた場合の貨幣評価法であるので、②で議論したように、家庭内の自己勘定サービスを代替する市場サービスに従事する労働（その現業サービス部門に従事する労働）が傾向として低賃金であることが反映してしまう。後者の賃金格差にも、ある種のジェンダー構造の反映を見ているからこそ、二重の低評価という批判になると思われる。しかし、少なくとも、無償労働の平等な負担（男性の無償労働を増やし、女性の有償労働を増やす）をめざす政策で容易に解決できるとは信じがたい。政策効果の分析が必要であるが、貧困問題にストレートに対処する政策がよりレレバンではないかとも考えられる。

## ④ サービスの質

家計における調理について考えてみることにする。代替費用法で採用された「調理師見習い」という職種については、多くの女性委員たちの批判がある。「調理師」ではなくなぜ「調理師見習い」なのか。

調理師は国家資格を有しており素材の栄養に対する見識だけではなく、食物の毒性や調理方法に対してもある一定の基準をクリアした専門職種である一方、スーパーマーケットではいわゆる主婦の調理の時間短縮が容易にできるような加工食品や調理食品が多く見受けられ、主婦の調理負担は軽減されていると思われる。ちなみにこれをマクロ統計である国民経済計算年報で確かめてみると1991年食品加工業は122,017億円で製造業の9.5%を占め、これを家計消費支出(=マクロベース)の食料費385,421億円と比較してみると実に約31.7%に達している。家計での加工食品の購入動機が価格と自身の労働時間の節約等々を考えあわせた結果だとすれば、食品加工業が増えるという事は主婦の調理の負担を少なくしていると解釈できる。一方では、工夫や労力を惜しまない趣味的料理もあるのも事実であり、2008年の「無償労働の貨幣評価に関する研究会」では調理師見習と調理師の両者の賃金の加重平均をあてている。

次に、「調理師見習い」による評価について、女性委員たちから調理の品質が考慮されていないという批判があったことについて議論する。多くの主婦は家人への愛情から栄養を考え、料理を工夫して提供しているにもかかわらず調理師見習いの賃金をあてることは不当であるとの批判である。まず、言うまでもなく、愛情と料理とはまったく次元が異なるのである。愛情があっても、料理技術が伴わなければ「まずい」と感じる料理を提供する羽目になり、望んでも望んだような料理は出てこないのである。それでも、「おいしい」と感じるのは効用の問題であり生産の問題とは別問題である。

ここで、女性委員たちが言おうとしたことを、次のように理解してはどうか。母親たちは、誰がその料理を食べるかによって、調理法を変えるかもしれない。たとえば、病気の子どものためにつくる料理と健康な、食べ盛りの子どものためにつくる料理を別献立にするかもしれない。これは、品質の問題である。そう考えても、2009年プロジェクトの対応で問題ないと思われる。

⑤ 専業主婦の無償労働が働く女性の有償労働より価値が高いかのような印象を与えたこと

1997年5月16日付『日本経済新聞』<sup>11</sup>に、「専業主婦の評価額は年間276万円で、外で働く女性の平均賃金(234万円)を上回っている」とある。6月3日付記事には、「これでは、女性は外で働くより家庭で家事・育児をしていた方がいいという印象を与える。この見方はおかしい」と女性委員のひとり、久場嬉子の発言として書かれている。

無償労働の貨幣評価報告書『あなたの家事の値段はおいくらですか?』(経済企画庁[1997c])が刊行されてから、1997年の経済企画庁推計が専業主婦礼賛ではないか、専業主婦の価値を評価することに、ジェンダー・イシューが矮小化されたのではないかと見られるようになる。もちろん、記事の末尾にあるように、「初めて無償労働を取り上げたことを評価する声は多」かったことも事実である。

まず、有償労働時間、無償労働時間を合計すると、働く女性(有業女性)の労働時間は、

---

<sup>11</sup> 日本経済新聞[1997b]。

専業主婦の労働時間より長い。それは、男性の合計労働時間に匹敵することを確認する。その点で、出版物のタイトルや新聞の見出しに誤解を招く要素があったことは否定しない。もちろん、専業主婦礼賛ではないが、作間[1997: 2 他]が述べたように、無償労働の貨幣評価そのものが、家庭内で行なわれる無償労働にしても、有償労働にしても、社会的協同の一環であることを確認する作業である側面をもち、その意味では、専業主婦バッシングに対する防波堤となる意味合いが、少なからず、あった。

しかし、北京女性会議行動綱領にある無償労働の貨幣評価の実施を担った経済企画庁経済研究所国民経済計算部は、統計加工業務としてそれを行なったのだから、信頼できる統計数値を作成することが中心的使命だったはずであり、「計算至上主義」と揶揄されながら、実際に、そのように業務が執行された。無償労働研究会の任務は、座長の鶴野が述べているように<sup>12</sup>、そのためのオペレーショナルな基準について合意を形成することであった。研究会も国民経済計算部も、ジェンダー政策を実施することを使命としていなかったし、いうまでもなく、統計がイデオロギーや政治的意図に左右されることがあってはならない。

また、本章でこれまで述べてきたように、1997年「無償労働の貨幣評価」は、無償労働を可視化することにより、ジェンダー問題の研究や、政策形成に十分役立つ多くのデータを提供できたと考えている。

いったい、フェミニストたちが当時主張していたように、女性の無償労働から有償労働へのシフト、いわゆる女性の社会進出によってジェンダー問題は解消されるのだろうか。そうした信奉が当時あったように思われるが、現在でも、男女の賃金格差は解消されていないし、むしろ2004年労働者派遣法改正による派遣労働の規制緩和により非正規労働者が労働者の3割に達したこと、その多くが女性労働者によって占められているという事実は、名目賃金の全般的低下を招いている。そのため、男性賃金のみでは家計を支えることが困難となり、家計の補助のために女性の社会進出が進んだとも考えられる。これはジェンダー問題ではなく社会の貧困問題なのである。

本節の最後に、女性委員たちの貢献について述べておこう。彼女たちの最大の貢献は、社会生活基本調査の拡充であったことは間違いがない。わが国の社会生活基本調査は1997年に無償労働の貨幣評価を行なった際にはプリコード方式といわれる事前に調査する項目を決める方式を採用していた。この方式はあらかじめ行動項目の分類を調査主体の側が設定するので、自身が行なっていると思う主行動のみを、その分類体系に則して記録することになり、洗濯しながら調理するといったいわゆる「ながら行動」の記録に問題を生じるとし、多様な行動を少ない例示で調査票に記入するので、記録される行動にバイアスがかかる。そのため、欧州の時間調査のように調査対象者が自身の行動記録を日記方式で自由記入し、その行動時間記録から専門家がコード付けをして行動を決めるアフターコード方式での記録方法を行うことが望ましいという指摘がなされていた。この指摘を受けて旧総務

---

<sup>12</sup> 経済企画庁[1996b: 11]。

序統計局は、1996年調査から、約19万世帯で生活する人々の行動記録を調査する従来の調査(A方式)の他に1000世帯と非常に小規模であるが詳細な行動記録を得るためにアフターコード(B方式)の調査を実施することとした。そしてそれに伴って欧州時間調査(HETUS)とも比較可能となった。

### 3-4 残された課題

1997年に行なわれた無償労働の貨幣評価は、どのような課題を残したであろうか。それを整理することが本節の課題である。その中には、その後に行なわれたプロジェクト、たとえば、2009年経済企画庁委託研究などで検討され、対応された項目もある。次章以降でより本格的に取り上げる項目もある。

ここでは、①無償労働以外の過小評価される労働の取り扱い、②学習など個人の発達のための活動の取り扱い、③無償労働と趣味的な労働との関係、④通勤を含む移動・輸送の取り扱い、⑤妊娠・出産の5点について、整理、検討する。

#### ① 無償労働以外の過小評価される労働の取り扱い

無償労働は、支払いのない労働という意味ではないことは、繰り返し説明した。1997年プロジェクトには、無償労働ではない、ボランティア労働が推計範囲に含まれていた。自給生産に関する労働は、SNA(狭義生産境界内)労働であるが、基礎統計しだいで国民勘定統計(わが国では、「国民経済計算」「四半期別GDP速報」)でも過小評価の可能性があり。大竹[2000:149]にならい、それらを<過小評価される労働>と呼ぶことにする。

ボランティア労働については、無償労働の貨幣評価や家計サテライト勘定の構築に関わる研究を行なっているグループと、国民勘定や労働力統計の整備・研究に関わるグループとの間で、見解の相違がある。前章最終節で見たように、前者のグループは、それを無償労働に含めて考える傾向があるが、後者のグループは、その大部分を無償労働と見ていない。前者のグループの例外は、ゴールドシュミット・クレルモン(Goldschmidt-Clermont [1993:419])であり、(大部分の)ボランティア活動を体系の生産の境界内の活動と位置付けている。実際、「フォーマルな組織構造の中でなされる支払いのない労働(unpaid work performed within the formal structure of organisations)ーボランティア労働、支払のない強制的労働(compulsory unpaid labour)、社会協同労働(=community work)などーの貨幣評価は、(無償労働時間を含む)非公式な生産的時間とは異なる問題を引き起こす」という理由で、大部分のボランティア労働を無償労働と見ていない。

ボランティア労働の大部分ないしすべてが無償労働ではないとしても、過小評価されていることは事実であり、NPIサテライト勘定<sup>13</sup>のように、ボランティア労働に対して、なんらかの配慮が不可欠なサテライト分野もあるが、無償労働サテライトの場合、どうなのであろうか。筆者は、ゴールドシュミット・クレルモンと同じ理由で否定的であるが、家計

<sup>13</sup> United Nations [2003]。

のもつ全時間を考慮する家計サテライト勘定あるいはそれを用いたモデル構築で、ボランティア労働をどう取り扱うのか、さらに検討する必要がある。

財の自給生産は、概念的には、SNA 狭義生産境界に含まれる。しかし、統計上、それが漏れてしまう可能性がある。標本誤差・非標本誤差の問題もあるだろうが、主として、サンプリング・フレームの問題、標本設計の問題、SNA 上の概念を統計制度にどのように反映させるかという問題であろう。もし、たとえば、農業自給生産が農業統計から漏れているのであれば、また、それを生活時間調査で把握できるのであれば、無償労働の貨幣評価、あるいは、家計サテライト勘定で把握すべきかどうか、検討する価値があるかもしれない。

わが国の場合、農業センサスでカバーされる自給農業の範囲に変化があり、農業付加価値、その GDP 構成比、農業就業者、全就業者に対するその構成比に影響を与える可能性があることにも言及すべきであろう。

### ② 個人の発達のための活動の取り扱い

図 2-1 に示した INSTRAW における世帯サテライト勘定の範囲で注目すべきは、個人の発達として教育、スキル開発、それにかかわる移動が無償労働として組み込まれていることである。ここで、教育というのは、教育を受けること、あるいは「学習」、「勉強」をさし、また、スキル開発は自身が行なう英会話能力などのスキルを磨くための「自己研さん」のことを指すものと考えられる。それらは、人に代わってもらうことができない活動であるので、第三者基準を満たさず、無償労働とは言えない。この問題は、人的資本の問題と関係する。それらを人的資本とみなすためには、資本の定義から、それを、まず、生産とみなさなければならないことに注意する。

しかし、こうした個人の発達のための活動を、前章で見た作間[2010: 26]の役割交換性基準で考えれば、それらを無償労働と見ることができる。それは、ほかの誰かによって比較優位に代替される可能性のある、役割交換可能な活動であるからである。従来の第三者基準では、自己研さんや学習は、いわば、余暇・娯楽といったカテゴリーと同列に分類されていたが、将来の自身のための投資として行なう学習や自己啓発を、そうした楽しみのための項目と同様な性格の活動とは考え難い。学習等については、本章付録でも触れる。

### ③ 趣味的な活動

手の込んだ料理、時間をかけた手芸、といった趣味的活動は楽しみのための活動か無償労働かということを検討してみる。そのために、Hill[1979: 35]を引用する。「必要性からなされる活動と楽しみのために行なう活動との区別は、生産的な活動と非生産的な活動との間の区別とまったく無関係なのである」。活動が生産的であるか否かは第三者基準が判断基準となり、楽しみのためとか、自己満足のためといった基準とは異なることを明確に述べている。この基準で趣味としての菓子づくりから趣味的家事に伴う移動までの活動を考えると、成果物を得る趣味・娯楽などの活動は財の生産を行なっており、体系の生産の境界内の活動として帰属計算し、GDP に反映させることが必要となることがわかる。趣味としての菓子づくりや園芸は、市場に菓子職人や植木職人が存在し代替可能であることおよ

び家計内の財（食材や植木）の状態を変化させるサービス活動であることから、これは無償労働である。ペットの世話、および犬の散歩も同様に市場で代替する職種が存在することから無償労働である。

#### ④ 移動・輸送

1997年旧経済企画庁で行なった無償労働の貨幣評価では移動の内、ドライブや散歩のような自身の楽しみのための移動は、第三者基準に基づいて除かれた。通勤時間は無償労働か市場労働に付随する活動かという問題、あるいは家族旅行のために行なう輸送は、楽しみか無償労働かという問題が提起されたが、当時の社会生活基本調査 A 表（プリコード方式）では判別しがたく、グレーゾーンとして今後の課題扱いとなった経緯がある。

経済企画庁の 2009 年レポート、ユーロスタット、ONS の実施例などがあるが、本章付録と次章以降で取り上げる。ここでは、父親がマイカーで家族を遊園地につれてゆく輸送活動が、明らかに生産的である（第三者基準に適合する）ことを指摘するにとどめよう。

通勤はどのように考えるべきか。1996年研究会では、経済企画庁側から、通勤は、第三者基準に照らして、広義生産境界外とみなされてしまったが、もちろん、この見解は誤りである。

#### ⑤ 妊娠・出産

1997年の無償労働の貨幣評価研究会で検討すべきテーマとして挙げられながら検討が先送りにされた項目であるが、女性の社会進出を考える場合、あるいはジェンダー問題を考える場合、この問題を避けて通ることはできない。今日、保育所の問題等々、女性の社会進出と育児の問題が社会問題としてクローズアップされているが、更に進んで社会維持を考える上でも、避けて通ることができない問題なので、ここで取り上げることにする。

妊娠・出産は、自然の営みとして、「労働」と考えられることなく、たとえば、わが国の社会生活基本調査では、第 1 次活動（生理活動）の範疇に収められてきた。ウォーリング（Waring [1987: 187-193、邦訳 185-193]）は、代理母など、再生産領域の市場化に着目したが、同時に、彼女は、代理母市場（技術的医療市場）に男女間の伝統的社会関係が再生産されているともしている。<sup>14</sup>

現代が人工生殖により女性の母体の商品化が可能となった時代であるとするれば、このことに関する法制度作りも必要であろうが、経済学でも妊娠・出産について、考え方を整理することが必要となるであろう。女性の社会的進出が可能になればなるほど、妊娠・出産のタイミングは非常に重要な課題となってくる。実際に、卵子凍結して、卵子の老化を防ぎ、タイミングを見計らって出産するという女性が増加しているし、人工授精に必要な妊娠・出産に関連する知識は、かなりの程度、常識の範疇に入りつつある。

このように妊娠・出産は、既に人の意思でコントロール可能なプロセスとなりつつある。

---

<sup>14</sup> このことが「家事的労働」一般にも該当することは、竹信[2013]で述べられている。アルバイト保育士の時給をめぐって、ある自治体の担当者が「普通の主婦がタダでやっているような仕事にそんなにたくさん出せませんよ」と発言したという（竹信[2013: 155]）。

明らかに、それは人間のコントロールの下に行なわれる世界 1 の変容であり、第三者基準によっても、役割交換可能性基準によっても、「一般的な生産の境界」内の活動とみなすことができる労働なのである。